

令和4年度 育児介護休業マニュアルシート  
【お詫びと訂正】

本シートについて、以下の誤りがありましたのでお詫びして訂正いたします。

(5ページ)

図表⑱●社会保険料免除の概要

**【誤】月の保険料【令和4年10月以降の免除対象】**

上記に加えて育児等の開始日と終了月が同月で、その月内に合算して2週間（14日）以上育児等を取得した場合が対象

**【正】月の保険料【令和4年10月以降の免除対象】**

上記に加えて育児等の開始日と終了日が同月で、その月内に合算して2週間（14日）以上育児等を取得した場合が対象